



様式Ⅱ-1

公共工事等における新技術活用システム 受領通知書

国部整中施調第 28 号

平成23年 8 月 5 日

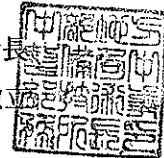
徳倉建設株式会社

徳倉 正晴 殿

中部地方整備局

中部技術事務所長

中村 徹



下記の新技术について、**NETIS 申請書類** / ~~試行・評価申請書~~ / ~~活用申請書~~ /
~~NETIS 掲載情報の変更・更新申請書~~ / ~~NETIS 掲載情報の改善技術申請書~~ を受領しまし
たので通知します。

① 新技術名称 P R E E 工 法 (モルタル増厚工法)

問合せ先

中部地方整備局

中部技術事務所

申請・相談窓口

施工調査課長 宮田

電話：052-723-5704

FAX：052-723-5790



公共工事等における新技術活用システム

NETIS 登録のお知らせ

徳倉建設株式会社

徳倉 正晴 様

国土交通省中部地方整備局は、下記の新技術について NETIS に登録しましたのでお知らせいたします。なお、当該新技術が必ず事業において活用されるとは限らないことをご了承ください。

①新技術名称 P R E E 工法（モルタル増厚工法）

②NETIS 登録番号 C B - 1 1 0 0 1 1 - A

③公開の範囲 一般

④留意事項

- ・ NETIS（申請情報）の掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします（同一技術について再申請登録は認められません）。ただし、NETIS（評価情報）に掲載されている技術については、上記にかかわらず NETIS（評価情報）への掲載期間中、NETIS（申請情報）における掲載も継続されます。
- ・ 事後評価を受けた技術は、NETIS（技術評価）に提供されますが、NETIS（技術評価）への提供期間中、NETIS（申請情報）での提供も継続されます。
- ・ NETIS（評価情報）の掲載期限は、NETIS（評価情報）に掲載された日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします。ただし、掲載期間中に当該技術について活用効果評価が実施され、NETIS（評価情報）に反映された場合は、NETIS（評価情報）の掲載期限は、NETIS（評価情報）に反映した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までに変更されるものとします。なお、掲載期限が変更された場合においても、同一技術に対する掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までを限度とし、上記ただし書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了します。
- ・ 当該技術について改善を行い、新技術活用評価会議において技術の改善が認められた場合には、NETIS 掲載期間の起算日はリセットされるものとし、新たな申請情報が NETIS（申請情報）に掲載された日を「当初に NETIS に登録された日」とみなします。
- ・ 提出されたデータのバックアップは、変更・更新の手続きの際に必要なになりますので、申請者自身で保管しておいてください。なお、手続きの詳細については中部技術事務所ホームページを参照してください。
- ・ 今後、新たな情報等が公表・更新されることがあるため、申請者自身で NETIS のホームページを閲覧し、情報を収集してください。

★中部技術事務所ホームページ <http://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/>

問い合わせ先： 国土交通省 中部地方整備局
中部技術事務所

申請・相談窓口

担当 施工調査課長 宮田

電 話 052-723-5704

F A X 052-723-5790